

2019（令和元）年度決算 意見を付して賛成

2020 年 12 月に開かれた第 9 回定例会において 2019 年度決算について決算審査が行われました。

ふたみ伸吾議員は、4 つの意見を付したうえ、決算に賛成しました。評価した点と問題点についてお伝えします。



税

住民に寄り添った配慮

一般会計の町税は昨年度に続き 98.6% という高い収納率となりました。

町税の収納率は平成 25 年度 97.1% から年々高くなり、30 年度が 99.6% となり、令和元年度が 99.5% で、県内第 3 位の収納率です。

この高い収納率が、住民に寄り添った徴税活動の結果であることを高く評価したい。

家庭の状況によって、生活保護などについて福祉課に相談することや、多重ローンの方には法テラスに行くように助言。疾病や離職等により、納付困難な方に対して経済基盤を確立できるよう、関係部署との連携を図ってきました。

新型コロナウイルスによる影響によって納税が難しくなった場合には減免や還付といった措置、持続化給付金や家賃支援制度の活用、徴収猶予についての説明に努めています。

こういう努力の積み重ねが不納欠損（※）を減らすことにも繋がっており、一般会計では平成 29 年度 2360 万円、30 年度は 1532 万円、令和元年 1199 万円と減っております

税務課、債権管理課のみなさんの努力に敬意を表したいと思います。

※ 不納欠損…税金の滞納が徴収できなくなったとして、その金額を消滅させること。

どの学区の子どもも利用できるように バンビーズ&ハッピーズ

南交流センターにある「バンビーズ」は来館者数が毎年約 4 万人、北交流センターにありま



ハッピーズ

す「ハッピーズ」は 6 万人程度

の来館者があり、二つあわせて 10 万人が来館する人気の施設です。しかし、これら施設が学区外である場合には、利用できない。施設としては、どこの学校の児童でも歓迎なのに、「学区外に遊びにいったはいけない」という校則の壁があります（柔軟な対応をしている小学校もある）。



私たち日本共産党が実施したアンケートに次のような声が寄せられました。「北小、東小は保護者の送迎があれば利用できるということになっていますが、送迎してまで連れて行く人はほとんどいません」

「せっかくの児童センターなのに、同じ町内で利用できる子どもと利用できない子どもがいる。学区外に施設がある子どもたちはかわいそうです。」

校則を見直し、図書館なども含め公的施設の利用に対して柔軟に対応するよう、教育委員会は各学校と協議してほしいと思います。



たった 1 枚の証明書 発行経費が 1 万円

無駄



証明書等コンビニ交付事業は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニで受け取るサービスです。

証明書等コンビニ交付事業は平成 29 年度から始まりました。令和 2 年度予算まで含めると総計 4 292 万円。これだけ莫大な予算を使いながら、開始から三年目の令和元年度の利用実績は 631 件。

678 万円かけて 631 件ですからざっくり言って、1 枚の証明書のために 1 万円の経費をかけている。どう考えても不採算事業であります。

町税支払いにおけるコンビニ利用と比べるとその異常さが際立ちます。普通徴収の約 4 割がコンビニによる収納です。固定資産税が 2 割、軽自動車税が 5 割、国保税が 3 割となっており、その利用割合はいずれも高い。コンビニ払いは町民のニーズに合っていることが分かります。そして証明書のコンビニでの交付は、わずか 1% で、必要とされているとはとても言えない。

そもそもコンビニ交付事業は、住民の利便性のためではなく、マイナンバーカードを普及する手段として考えられたものです。

利用がほとんどないコンビニ交付事業に毎年 600 万、700 万という税金をつぎ込むのはもう止めにするべきです。

火葬場

窓口での支払いを同一に



永安館など広島市営火葬場を使うと、12 歳以上の方が亡くなった場合、広島市民は 8,200 円、府中町民が利用すると 5 万 9,000 円かかります。葬祭費補助金は、差額の 50,800 円を償還払い（後払い）で町が支給するものです。ですから、お金の負担という点では変わりません。

しかし、先日利用した方から「火葬場の窓口で差額の大きい二つの料金が掲げられて、高い方の使用料を払うとき嫌な気持ちでした」という話を伺いました。縁者が亡くなっただけでも悲しみ、痛みがある。その上、このような思いをさせてはならないと思うのです。

この方の思いを伝え、「窓口の支払いを同一にし、償還払いではなく差額を町から広島市に直接支払うようにできないのか」と町民生活部に伝えましたところ、すぐに担当の課長さんが広島市に出向いて、交渉していただきました。

しかし、広島市側は「広島市火葬場等条例」で「使用料は、火葬場等の使用を許可する際に徴収する」となっているので、要望には応えられないという返事だったそうです。

広島市には遺族の気持ちによりそった対応をしていただきたいと思いますし、町として引き続き努力をしていただきたい。



広島市営火葬場 永安館

生活なんでも相談

ふたみ伸吾町議 携帯 080-6750-5432
メール shingo23futami@outlook.jp

宮の町 2-2-27 ヴィコロ宮の町 102

随時受け付けております。
遠慮なく、電話・メールを下さい。



一般質問

12 月議会 二見伸吾 一般質問
府中町の特別支援教育の
現状と課題について

ホームページ
futamishingo.com で
ご覧いただけます。

